

総合福祉施設 京都桂川園
京都市桂川特別養護老人ホーム入所選考規程

第一条 目的

この規定は、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第39号）並びに「京都市介護老人福祉施設入所指針」に従い、京都市桂川特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）への入所に関する選考基準を明示することにより、入所決定過程の透明性を確保するとともに、入所の必要性の高い人が円滑かつ適正に入所できるようにすることを目的とする。

第二条 入所対象者

- (1) 施設への入所対象者は、次のとおりとする。
 - ① 要介護3から5と認定された方
 - ② 要介護1又は2と認定された方で、特列入所の要件に該当する方
- (2) 前項②に該当することの判定に当たっては、以下の事情に考慮する。
 - ① 認知症である方であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
 - ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
 - ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
 - ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

第三条 優先入所対象者

優先入所の対象者は、入所対象者のうち、「身体的精神的状況」「主たる介護者の状況」、「居住環境」及びその他の状況により、在宅での生活の継続が困難な高齢者等で、入所することによって積極的に心身の状態等の維持・改善、生活の質（QOL）の向上等が図れる方等とする。

第四条 入所申込みの方法及び状況把握

- (1) 施設への入所申込みは、担当の介護支援専門員を通じ「入所申込書（様式1-1）」、「特列入所を必要とする理由書（様式1-2）」（要介護1又は2の場合のみ）、「優先入所に関する評価票（様式2）」及び「入所選考に関わる調査票（様式3）」を提出することによって行う。ただし様式2の評価票の項目にない優先入所に関する特別な事由がある場合は特記事項欄に記載するか又は「意見書（様式2の付票）」を添付する。

なお、担当の介護支援専門員がいない等の場合は、施設が対象者の状況を把握して、（様式2の評価票）及び（様式3の調査票）を作成する。

- (2) 施設は「入所申込書」等を受理した場合は、「京都市桂川特別養護老人ホーム 入所申込受付簿」を作成し管理する。

第五条 要介護1又は2の方からの入所申込みの方法等

- (1) 要介護1又は2の方からの入所申込みがあった場合には、原則、以下の取り扱いにより京都市と

情報共有を図ることとする。

- ① 要介護1又は2の方からの入所申込（特例入所の要件に該当するものに限る）を受理した場合、「入所申込書（様式1-1）」及び「特例入所を必要とする理由書（様式1-2）」の写しを京都市に提出する。
- ② 特例入所者の入所が決まった場合には、京都市にその旨報告する。
- ③ 前2項のほか、特例入所申込者の担当の介護支援専門員は、当該申込者を必要に応じて支援するために、「入所申込書（様式1-1）」及び「特例入所を必要とする理由書（様式1-2）」の写しを地域包括支援センターに提出し、情報の共有に努めるものとする。

(2) 京都市以外の被保険者からの特例入所申込みについて、各保険者市町村が定める方法により、情報の共有を行う。

第六条 申込みの変更及び取り消しの届出

- (1) 申込者及び担当の介護支援専門員は、入所申込み後に心身の状況の変化が生じた場合や、申込みを取り消す場合（辞退・死亡等）は施設に対して、「入所申込変更（取下げ）届（様式4）」を提出し、その旨の届出をしなければならない。
- (2) 辞退等を理由として申込みを取り消した者が、再び入所を希望する場合は改めて申込まなければならない。

第七条 入所者決定までの手順

(1) 優先入所該当者名簿の作成

施設は第八条に定める「入所選考委員会」において、様式2の評価票等に基づいて総合評価を行い、入所の必要性の高い人を総合評価Aとし、当該申込者を優先入所該当者として「京都市桂川特別養護老人ホーム 優先入所該当者名簿」を作成し登録する。

(2) 優先入所該当者名簿の見直し

優先入所該当者名簿は、年2回点検を行い、内容を見直すこととする。

また、総合評価A以外に該当する申込者で、心身の状況や住環境、介護者の状況等により変更の届出があった場合や、入所の必要性の高い新規申込者があった場合は、入所選考委員会において追加掲載を行う。

(3) 入所者の決定

- ① 欠員が生じた場合に優先度の高い申込者が速やかに入所できるように委員会において「京都市桂川特別養護老人ホーム優先選考指標」等を用い審議し、欠員発生時に入所できる「入所予定者」を選考する。
- ② 「京都市介護老人福祉施設入所指針」様式1～3及び「同指針」の示す施設固有の条件ア～エ、当施設の優先選考指標①～⑩に基づき、「京都市桂川特別養護老人ホーム優先選考指標」を入所申請者ごとに作成し、優先選考指標の該当項目得点や重要性、緊急性を勘案して入所選考委員会にて審議し、複数の「入所候補者」を選考し、その中から優先度の高い「入所予定者」を最終決定する。

「施設の固有の条件」

ア 男女の別

イ 居室条件（日常生活動作“ADL”等の主に身体機能や認知症の行動・心理症状に関する条件）

ウ 地域性（入所後の家族関係の維持等）

エ 施設の専門性や固有性

「京都市桂川特別養護老人ホーム優先選考指標」（別紙参照）

① 要介護度

② 認知症自立度

③ 待機期間

④ 本人意思

⑤ 地域性

⑥ 住宅状況及び在宅サービス利用状況

⑦ 介護力の状況

⑧ 経済状況

⑨ 医療・専門的ケアの必要性

⑩ 特別な理由

③「入所予定者」に選考された申込者については、担当の介護支援専門員等の協力を得て面接調査を実施し、現在の心身状況や入所意思の再確認を行い、さらに必要であれば健康状態の把握のため診断書の提出を求めることとする。

④前項調査により、次にあげる各号に該当する場合は「入所予定者」の該当を取り消すことができる。

①入院治療が必要であるなど当施設での対応ができない場合

③ 状況が改善され優先入所の該当者でなくなった場合

④ 施設は、面接調査終了後「入所予定者」やその家族、担当の介護支援専門員等に対し選考結果の通知を行い円滑に入所できるように対応する。

第八条 入所選考委員会の設置・運営

施設内に入所選考委員会（以下「委員会」という。）を設置し、合議制により「優先入所該当者名簿」の作成及び入所者の決定を行う。

（1）委員の構成

委員の構成は次のとおりとする。

ア 桂川特別養護老人ホーム施設長

イ 桂川特別養護老人ホーム・療護園診療所非常勤医師（法人内医師）

ウ 桂川特別養護老人ホーム看護職員

エ 居宅介護支援事業所介護支援専門員（桂川居宅介護支援事業所）

オ 地域包括支援センター介護支援専門員（桂川地域包括支援センター 管理者）

カ 桂川特別養護老人ホーム生活相談員または介護支援専門員

（2）第三者委員

ア 申込者の家族や地域との関係等について、客観的に実情を把握するため、委員会に第三者委員を置く。

イ 委員会は優先入所該当者の選考や入所者の決定に際し、可能であれば第三者委員に委員会への出席を求め、あるいは第三者委員宅を訪問して意見を求めるものとする。

（3）運営

ア 委員会は必要に応じて（最低 2 か月に一度）開催し、特別養護老人ホーム施設長（以下「施設

長」という。)が召集する。

イ 委員会は構成する委員の過半数の出席により成立するものとする。ただし、医師・第三者委員については出欠に関わらず決定事項について書面による承認を得るものとする。

ウ 委員会に座長を置き座長は施設長が務める。なお、座長に事故ある時は、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

エ 委員会は必要に応じて、委員以外の桂川園職員並びに精神科非常勤嘱託医師、常勤機能訓練指導員を出席させ意見を求めるものとする。

オ 委員会は、入所申込者の総合評価等に基づき、適正に優先入所該当者を選定するとともに、必要が生じた時「入所予定者」を選考し入所の決定を行う。

(4) 記録の保持等

ア 委員会は、入所決定に至る経過を記録し、5年間保管する。

イ 施設は、京都市から求めがあったときは、記録を提出する。

ウ 委員会の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

第九条 特別な事情（緊急）による入所決定

施設は、次に掲げる場合においては、委員会の審議によらず、施設長の判断により入所を決定することができる。その場合において、施設長は持回りにより、各委員に事前協議を行うとともに、直近の委員会で報告するものとする。

(1) 災害や事件・事故等の事情により、入所希望者の生命・身体の安全確保の観点から緊急に施設入所が必要である場合。

(2) 老人福祉法第11条に定める措置委託による場合。

(3) 3箇月を超えた長期入院により退所となった人から、再度入所申込があり、且つ再入所以外に生活を維持する方法がないと判断される場合。

第十条 適正運用

(1) 施設は、この規定を遵守し、適正に優先入所該当者の選考並びに入所者の決定を行うものとする。

(2) この規程は、必要に応じて入所希望者に対して説明するなど、その内容を公表するものとする。

第十一条 その他

この規程に定めのない状況が生じた時は、委員会において協議のうえ決定する。

第十二条 施行等

(1) 京都市介護老人福祉施設入所指針の策定に伴い、平成15年7月1日以降に「再申込み」をする人、及び「新たに入所申込み」をする人は、この要領により申込み手続を行うものとする。

(2) この規程のより選考した優先入所該当者の中から行う入所者の決定は、平成15年10月1日から実施する。

(3) 平成12年4月1日施行の「桂川特別養護老人ホーム入所選考会議設置、運営要綱」は平成15年9月30日をもって廃止する。

H19. 6. 18 改正 H19. 6. 18 施行
H20. 3. 18 改正 H20. 4. 1 施行
H20. 4. 21 改正 H20. 4. 21 施行
H21. 3. 23 改正 H21. 3. 23 施行
H22. 4. 19 改正 H22. 4. 19 施行
H23. 3. 22 改正 H23. 3. 22 施行
H24. 3. 30 改正 H24. 4. 1 施行
H24. 7. 30 改正 H24. 7. 30 施行
H25. 4. 18 改正 H25. 4. 18 施行
H26. 3. 31 改正 H26. 4. 1 施行
H27. 3. 31 改正 H27. 4. 1 施行
H28. 3. 31 改正 H28. 4. 1 施行
H29. 3. 31 改正 H29. 4. 1 施行
H30. 3. 31 改正 H30. 4. 1 施行
H30. 10. 26 改正 H30. 12. 18 施行
R 2. 3. 31 改正 R 2. 4. 1 施行

